公 示 日 : 2022年5月25日(水)

調達管理番号: 22a00161

国 名 : フィリピン国

担 当 部 署 : ガバナンス・平和構築部平和構築室

調 達 件 名:フィリピン国バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト

(産業振興)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務: 産業振興

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

● 全体期間:2022年7月上旬から2023年1月下旬

業務人月:現地 3.17、国内 2.05、合計 5.22

(※現地のうち、ミンダナオ島派遣期間は 2.00 人月を想定。ミンダナオ島への渡航回数の上限は計 13 回、各回滞在日数の上限は 7 日間とする)

● 業務日数:

- 第1次 国内準備 8日、現地業務 42日、国内整理 10日
- 第2次 国内準備 8日、現地業務 30日、国内整理 4日
- ・第3次 国内準備 4日、現地業務 23日、国内整理7日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程(ミンダナオ島への渡航日程含む)は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提 出 期 限 : 2022年6月8日(水)(12時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

▶ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧くだ さい。 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる 競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330 01.html

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

1	業務実施の基本方針	16 点
2	業務実施上のバックアップ体制	4 点
(2)	業務従事者の経験能力等:	
		40 -

① 類似業務の経験② 対象国・地域での業務経験8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	産業振興推進、産業クラスターアプ
	ローチの推進に係る業務
対象国・地域又は類似地域	フィリピン、全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:特になし(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

40 年以上にわたり紛争が続いたフィリピン共和国ミンダナオ島西部及びスールー諸島のムスリム・ミンダナオ地域において、2014 年 3 月、当国政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF: Moro Islamic Liberation Front)の間で包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府の設立が合意された。その後 2018 年 7 月 26 日、自治政府の設立に必要となる「バンサモロ基本法 (BOL: Organic Law for the

Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao)」が大統領により承認された。2019 年 1 月 21 日及び 2 月 6 日にはバンサモロ自治政府の領域を確定するための住民投票が実施され、ムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域(BARMM: Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao)が確定し、2019 年 2 月 22 日にバンサモロ暫定自治政府(BTA: Bangsamoro Transition Authority)が発足し、バンサモロ自治政府設立に向けた準備が進められ、加えて、BTA の設立とともに、MILF 構成員の武装解除、社会復帰等を含む正常化プロセスが進められている。

これまで行政機関として機能してきたムスリム・ミンダナオ自治地域(ARMM: Autonomous Region in Muslim Mindanao) 政府の多くの機能が BTA に移行されたが、法律上は BTA の設立とともに改廃されており、ARMM の全職員が一斉に解雇されあらためて BTA 職員の採用手続きが行われるなど、暫定自治期間の開始からしばらくの間は行政サービスが一部滞り、地域の不安定化をもたらすことが懸念されていた。職員の採用が進捗するに従い、行政サービスは回復しているが、引き続き計画策定と予算執行など行政機関としての基本的な機能は十分とは言えない状況にある。当初、BTA は 2022 年に正式な自治政府へ移行することが予定されていたが、新型コロナウイルスの影響等による移行プロセスの遅れに鑑み、上下両院での議論を経て 2021 年 9 月 25 日に BOL 修正法案が可決され、2025 年まで暫定自治期間が延長されることとなった。暫定自治期間が延長されることとなった。暫定自治期間が延長されることとなった。暫定自治期間が延長されることで移行期の残りの 3 年間で住民が行政サービス、経済社会面での変化を十分に実感できるか否かが、BTA 及び 2025 年の第 1 回バンサモロ議会選挙後に成立する新自治政府と BARMM の平和と安定に向けて大きな鍵となっている。

JICA は、2013 年から技術協力「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」(以下、「CCDP」という。)を通じて、バンサモロ自治政府の設立を見据えた制度・組織構築と人材育成に関する支援を法案策定や開発プログラムの特定・調整等を行うバンサモロ移行委員会(BTC)及び ARMM 政府を対象に行ってきた。上記 CCDP の後継として 2019 年 7 月から開始した「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」は、ガバナンス、生計向上(産業振興含む)、コロナ対策の 3 つの分野で BTA の行政管理能力強化を支援することで、2022 年に設置される予定のバンサモロ自治政府に引き継がれた人材が、プロジェクトで得た知見を活用することに貢献するものである。

本事業の成果 2 においては、元戦闘員の多い地域や脆弱層を対象とした陸稲普及研修やその他生計向上支援に加え、先行案件 CCDP で実施してきた市場志向型地場産業育成事業 (MDLIP: Market-Driven Local Industry Promotion Project)」のフォローアップ活動を通じ、貿易投資観光省 (MTIT) の重要戦略「産

業クラスター開発を通じた地場産業振興」の推進を支援している。具体的には、 新規職員の採用、職員の入れ替わりに伴い、1)CCDPで作成されたハンドブッ クの内容を拡充したオペレーションマニュアル「MTIT's Manual on Industry Clustering and Value Chain Development」の作成支援、2)MTIT 職員の研修二 ーズ分析と産業振興ファシリテーターのための能力開発計画の策定支援、3)各 クラスター地域の MTIT 職員、現地 NGO、現地関係者等を対象にした産業クラ スター/バリューチェーンアプローチの基礎的理解と知識の向上のためのオリエ ンテーションの実施支援、4)その他 MTIT からの要望に基づく支援(各産業ク ラスターレベルでのワークショップの実施など) 等の活動を実施してきた。 現在 MTIT は、MDLIP の後継プログラムとして「地域経済開発に向けた成長促進プロ グラム (GEARED: The Growth Enhancement Approach for Regional Development in Bangsamoro Project)」を計画、一部活動を開始しており、JICA に対して同プログラムの実施支援が依頼されている。同プログラムでは、これま で同様に州レベルでの特定産品の産業クラスターの形成、推進することに加え て、コーヒー産業及びココナッツ産業について、地域(BARMM 全体)レベルで の産業クラスター化を目指しているが、MTIT には地域レベルのクラスター形成 に向けた知見・リソースが不足していることから、特に当該活動の実施に係る JICA の支援が期待されている。

これらの支援は、バリューチェーンを構成する民間事業者全体の生計向上に 資するとともに、BARMM の地場産業の育成、経済活動の活性化への貢献が期待 されることから、BARMM の平和と安定に向けた重要な活動として位置付けら れる。

なお、BTAの移行期間延長を受けて、現在成果2(産業振興)を含む本プロジェクトの各成果・活動について、見直し中である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、カウンターパート機関(MTIT を中心とした産業振興 TWG メンバー)、プロジェクト専門家、プロジェクト雇用の現地人材であるフィールドコーディネーターと連携しつつ、プロジェクト目標及び成果 2「BTA の農業分野の生計向上に係る活動が整理され、対象地域で実施される」の達成に向け、1)MTITによる主体的な GEARED 実施を支援/モニタリングするとともに、2) GEARED 実施支援及びその他必要な調査活動を通じて、BARMM の産業振興の現状と課題について把握し、バンサモロ地域全体の経済活動の活性化に向けた今後の産業振興分野における協力活動の検討に資する基礎的情報の収集・整理を行う。本業務内容の PDM における位置づけは、成果 2 の活動 2.9「フォローアップ活動(CCDP の農業及び地場産業支援を含む)、モニタリングを実施す

る。」、活動 2.10「活動や成果を通じて適宜 BTA に必要な政策提言を行う。」に該当するが、今後プロジェクトの成果・活動の見直しの結果によって PDM が 更新される場合には、当該変更に応じて可能な範囲で柔軟に対応することとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2022年7月上旬~中旬)
 - ① プロジェクト関係資料を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
 - ② 現地のプロジェクト専門家、JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及 びフィリピン事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ 第 1 次現地業務のワークプラン(英文、暫定版)を作成し JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室、プロジェクト総括による確認の後提出する。併せて、フィリピン事務所にもデータを送付する。
- (2) 第1次現地業務期間(2022年7月中旬~2022年8月下旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA フィリピン事務所、C/P 機関に暫定版ワークプランを用いて業務計画について説明、協議し、ワークプランを確定する。
 - ② MTIT による GEARED 実施計画(2022 年度)について、コーヒー産業及びココナッツ産業の地域レベルの産業クラスター推進のためのロードマップの作成支援を念頭に置きつつ、併せて MTIT 独自の実施状況を把握し、必要な支援案を検討する。
 - (ア) (現地派遣期間までに MTIT による立ち上げが進んでいない場合)、 コーヒー産業及びココナッツ産業の地域レベル産業クラスター形成 に係る TWG の立ち上げを支援する。
 - (イ)コーヒー及びココナッツ産業クラスターのロードマップ作成に向けた政府・民間関係機関へのワークショップの計画、実施を支援する。 仮に MTIT により支援が着手されていた場合には、別途支援内容を検討し、実施する。
 - ③ 産業クラスターアプローチ推進におけるその他主要な関係機関に対し、 ヒアリング、情報収集を行い、現在の産業クラスターアプローチの成果 と課題について分析する。
 - (ア)これまでに実施された産業クラスターのモニタリング・フォローアップ関連資料の読み込みと現地関係機関への簡単な聞き取りを通じて、産業クラスターアプローチの成果と課題の分析に向けて追加で確認、調査が必要な事項を整理する。

- (イ)上記事前整理結果をもとに、情報収集・調査を行う。なお、業務従事者、フィールドコーディネーターのみでの情報収集・調査が難しい項目がある場合、現地リソースパーソンへの再委託について、 JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及びプロジェクト専門家と相談する。
- ④ GEARED 実施状況をモニタリングし、効果的な計画実施に向けて、必要な助言、支援を行う。
- ⑤ その他幅広い産業振興関連機関(バンサモロ投資委員会、バンサモロ商工会議所、MTIT 他部署、フィリピン労働雇用技術教育技能教育庁、民間事業者など)、他ドナー等へのヒアリングと調査を通じ、今後(移行期後半3年間及びその後)の BARMM 産業振興支援の可能性の検討を行う。
- ⑥ 必要に応じ、BARMM 産業振興支援の参考となるフィリピン中央政府の 取り組み、制度について情報収集を行う。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を C/P 機関に提出し、 報告する。
- ⑧ JICA フィリピン事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、 現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わ せを行う。
- (3) 第1次国内整理期間(2022年8月下旬~2022年9月上旬)
 - ① 第 1 次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA ガバナンス・ 平和構築部平和構築室に提出し、報告する。
 - ② 第1次現地派遣後の活動のモニタリング・フォローアップについて、遠隔での現地スタッフからの報告を受け、必要な対応を指示する。
- (4) 第2次国内準備期間(2022年9月中旬~2022年9月下旬)
 - ① 第2次派遣にかかるワークプラン(英文)を作成、ガバナンス・平和構築部平和構築室による確認の後提出する。併せて、フィリピン事務所にもデータを送付する。
 - ② 第2次現地派遣で予定する活動の実施準備として、現地スタッフに対し、 必要な対応を指示する。
- (5) 第2次現地派遣期間(2022年10月上旬~2022年11月上旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA フィリピン事務所、C/P 機関にワークプランを 提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② MTIT による GEARED 実施計画(2022 年 1 月~12 月)に沿って、コーヒー産業及びココナッツ産業の地域レベルの産業クラスター推進のためのロードマップの作成、もしくは第 1 次現地業務期間中に右支援の代替策として決定した業務を実施する。

- (ア)第1次現地業務期間においてコーヒー及びココナッツ産業クラスターのロードマップ作成作業に着手していた場合、引き続きモニタリングし、必要な助言、支援を行う。また、右支援に着手していなかった場合、第1次現地業務期間において別途検討した支援内容について支援を行う。
- ③ (MTIT 側から要望があり、支援の必要があれば) 2022 年度の GEARED 実施を通じた課題・教訓を MTIT とともに抽出、議論し、翌年 2023 年度の GEARED 実施計画の策定について、必要な助言、指導を行う。
- ④ 現在の産業クラスターアプローチの成果と課題に関して、必要であれば 追加の調査と分析を行う。
- ⑤ BARMM 産業振興支援の活動案の検討について、必要な追加調査と調査 結果の分析を行う。
- ⑥ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書 (英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA フィリピン事務所、JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室(オンライン参加)に現地業務結果を報告する。
- (6) 第2次国内整理期間(2022年11月上旬)
 - ① 第 2 次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA ガバナンス・ 平和構築部平和構築室に提出し、報告する。
 - ② 第2次現地派遣後の活動のモニタリング・フォローアップについて、遠隔での現地スタッフからの報告を受け、必要な対応を指示する。
- (7) 第3次国内準備期間(2022年11月中旬)
 - ① 第3次現地派遣で予定する活動の実施準備として、現地スタッフに対し、 必要な対応を指示する。
- (8) 第3次現地派遣期間(2022年11月下旬~2022年12月中旬)
 - ① 第2次現地派遣期間において継続的に実施した活動について、必要に応じて継続し、併せて終了に向けた成果の取りまとめを行う。
 - (ア) 第1次現地業務期間においてコーヒー及びココナッツ産業クラスターのロードマップ作成作業に着手していた場合、最終化に向けた必要な助言、支援を行う。また、もしくは右業務に着手していない場合、第1次現地業務期間中に右支援の代替策として決定した業務する。
 - ② 現在の産業クラスターアプローチの成果と課題に関して、必要であれば 追加の調査と分析を行う。
 - ③ BARMM 産業振興支援の活動案の検討について、必要な追加調査と調査 結果の分析を行う。

- ④ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書 (英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑤ JICA フィリピン事務所に現地業務結果を報告する。
- (9) 第3次国内整理期間(2022年12月下旬~2023年1月上旬)
 - ① 専門家業務完了報告書(和文)をガバナンス・平和構築部平和構築室に 提出し、報告会を実施する。
 - ② 専門家業務完了報告書(和文)を監督職員に報告する。

(10) その他

- ① プロジェクトチームと協力し、プロジェクト広報活動(JICA ホームページのプロジェクトニュース、プロジェクト FB、現地広報など)実施する。
- ② 本事業の運営、評価にかかる JICA 調査団の活動(2022 年 8 月、12 月 頃に各 1~2 週間程度の派遣を想定)への協力(評価指標データ収集を 含む)、先方政府機関との面談の調整並びに面談への同行を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン(全体及び第1次並びに第2次派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業 務の具体的内容(案)などを記載。

英文3部(JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室、JICA フィリピン 事務所、C/P 機関へ各1部)

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。 英文3部(JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室、JICA フィリピン 事務所、C/P 機関へ各1部)

和文2部(JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室、JICA フィリピン 事務所へ各1部)

ただし、第2次並びに第3次現地業務結果報告書(和文)は(4)専門 家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書(和文3部)

2023年1月6日(金)までに提出。

現地派遣期間中/国内作業期間中の業務報告書(和文)を、JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及びフィリピン事務所に提出し、報告する。活動中に収集・作成支援した資料については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併

せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022 年 4 月)」の「IX.業務実施契約(単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotati
on.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価

ミンダナオ島(コタバト市)での現地業務期間については、紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費(戦争特約経費分のみ)の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険(戦争特約)について」 http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.htmlを参照願います。

(3) 航空賃及び現地国内移動費、日当・宿泊料等 航空賃及び現地国内移動費(マニラ・ミンダナオ島コタバト市間のフラ イト、マニラ市内での交通費)、日当・宿泊料等は契約に含みます(見積 書に計上して下さい)。

日本-フィリピン間の航空経路は、日本⇒マニラ⇒日本を標準とします。

(4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費 PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交 渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務 人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を 上限とします。

現時点でフィリピン入国時には隔離期間はありません。今後隔離措置が

変更になった場合には、隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施するものとします。なお、2022 年 5 月現在、新型コロナウイルスの影響により、コタバト市への連続滞在日数が原則7日間目途に制限されていることから、現地業務期間は、コタバト市での現地業務とマニラからの遠隔業務を組み合わせて行う必要があります。また、マニラからコタバト市への渡航に際しては当該時点の治安・感染状況を都度確認し、JICA フィリピン事務所の承認を得ることを想定しています。

② 現地での業務体制

本業務専任のプロジェクト専門家は本コンサルタントのみですが、プロジェクト総括及びその他専門家と協力・連携しながら業務を行います。現在、本プロジェクトに派遣されている専門家は、長期専門家(直営) 3 名(総括、副総括/レジリエンス強化/生計向上、研修計画/業務調整)と短期専門家(業務実施単独型)1名(稲作普及/生計向上)です。

また、本業務専任のフィールドコーディネーター(現地スタッフ、プロジェクト期間中常駐)1名をプロジェクト予算(契約外)で傭上しています。また、地域レベルの産業クラスターロードマップ策定のためのワークショップ実施など、一部活動については、現地リソースパーソンの活用(再委託、プロジェクト費用)を想定しています。

③ 便宜供与内容

プロジェクトチーム及び JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:初回(第1次現地渡航時)のみあり
- イ) 宿 舎 手 配:ミンダナオ島(コタバト市)での滞在先については、 JICAフィリピン事務所により安全が確認された宿舎への滞在 とする。
- ウ) 車両借上げ:ミンダナオ島(コタバト市)での活動期間に限り、必要な移動に係る車両提供あり
- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ:第1次現地派遣開始時における初回の C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供:コタバトプロジェクトオフィスの執務スペースを提供(ネット環境、プリンター設備あり)

キ) 警護及び警備員配置:ミンダナオ島(コタバト市)での活動期間に 限り、プロジェクトチームによる活動に必要な警護に係る警備員 の配置あり

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当 JICA ガバナンス・平和構築部 (gpgpb@jica.go.jp) にて配布します。
 - ・バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト PDM
 - MDLIP Follow-up Activities for the FY 2021
 - GEARED 概要
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対 策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」
 - イ)提供依頼メール

・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

・本 文 :以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 紛争国もしくはポストコンフリクト国での業務経験があることが望ましいです。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手

段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。 また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ④ 30 日を超える派遣においては、査証の取得が必要となります。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑦ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応 次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具 体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致し ます。

以上